

保険会社以外の保険・共済事業者について

相原 浩司

要旨

保険会社以外の保険・共済事業者としては、いわゆる認可共済等が存在していたが、2005年の保険業法の改正による少額短期保険業者の誕生以降、新たな保険・共済事業者制度が誕生している。

本稿では、2005年以降の新たな保険・共済事業者制度の成立等の動きについて概観した後、生命保険会社及び損害保険会社を含む各保険・共済事業者制度の責任準備金、IBNR備金、保険（共済）計理人制度及びソルベンシー・マージン基準等の比較を行い、最後に、各保険・共済事業者制度に関する経済価値ベースのソルベンシー基準の適用について述べる。

キーワード

少額短期保険業者、認可特定保険業者、住宅瑕疵担保責任保険法人、PTA・青少年教育団体、農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合、事業協同組合、火災共済協同組合、船主責任相互保険組合、生命保険会社、損害保険会社、責任準備金、危険準備金、異常危険準備金、IBNR備金、保険計理人、共済計理人、ソルベンシー・マージン基準、ソルベンシーⅡ、経済価値ベースのソルベンシー基準